北海道北斗市

北 斗 市 地 域 防 災 計 画

地震・津波防災対策計画編　別冊

≪北斗市地震防災対策推進計画≫

令和８年８月

北 斗 市 防 災 会 議

目次

第１章　総則 1

第１節　推進計画の目的 1
第２節　防災関係機関が地震発生時の災害対応として行う事務又は業務の大綱 1

第２章　北斗市における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性 2

第１節　想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要 2
第２節　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性 2

第３章　関係者との連携協力確保に関する事項 4

第１節　資機材、人員等の配備手配 4
第２節　他機関に対する応援要請 4

第４章　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 6

第１節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 6
第２節　津波に関する情報の伝達等 6
第３節　地域住民の避難行動等 7
第４節　消防機関等の活動 10
第５節　水道、電気、ガス、通信、放送関係 11
第６節　交通対策 12
第７節　市が管理等を行う施設等に関する対策 13
第８節　迅速な救助 14

第５章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 15

第１節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 15
第２節　建築物、建造物等の耐震化の推進 16
第３節　津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項 17

第６章　防災訓練計画 18

第１節　防災訓練の実施 18
第２節　学校における津波防災訓練の実施 18

第７章　防災上必要な教育及び広報に関する事項 19

第１節　職員等に対する教育 19
第２節　住民等に対する教育・広報 19

第３節　児童、生徒等に対する教育・広報 20
第４節　防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報 20
第５節　自動車運転者に対する教育・広報 20
第６節　相談窓口の設置等 20

第８章　地域防災力の向上に関する計画 21

第１節　住民の防災対策 21
第２節　自主防災組織の育成等 21
第３節　事業所等の防災対策 21

第９章　後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 23

第１節　後発地震への注意を促す情報等の伝達、北斗市の災害に関する会議等の設置等 23
第２節　後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知 23
第３節　災害応急対策をとるべき機関等 27
第４節　市のとるべき措置 27

第１章　総則

第１節　推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年 法律第２７号。以下「日本海溝特措法」という。）第５条第２項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第２節　防災関係機関が地震発生時の災害対応として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市区域内の防災関係機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、地震・津波防災対策計画編第１章第４節第２「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第２章　北斗市における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

第１節　想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、域内や沈み込む、プレート内での地震等、マグニチュード（M）７からＭ８を超える巨大地震や、地震の揺れに比べ大きな津波を発生させる「津波地震」と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。

令和２年（2020 年）に国が公表した巨大地震モデルにおいて推定された最大クラスの津波断層モデルの地震の規模は、岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いの領域がＭw9.1 であり、襟裳岬から東の千島海溝沿いの領域ではＭw9.3 であり、いずれの領域においても、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられる。

道は、「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、平成 24 年度（2012 年度）に太平洋沿岸における最大クラスの津波を想定した新たな浸水予想を行い、さらに、令和２年（2020 年）に国が公表した巨大地震モデルを基に検討を行い、令和３年度（2021 年度）に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく新たな津波浸水想定の設定・公表した。

これによると本市では海岸線における最大津波高 7.8m と想定されている。

第２節　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性

想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、道は公表した津波浸水想定を基に、国が用いた手法を参考とし、浸水域内における時間帯別の人口動態等の状況など実態を反映させ、個別の市町村ごとに設定した被害想定を令和４年度（2022 年度）に公表し、その特性は次のとおりである。

１　津波による被害

（１）津波による被害が甚大である。本市では、建物被害（全倒壊）は発生する時期・時間帯の違いによる差はなく、最大で約 11,000 棟となる。

（２）人的被害は、冬の深夜で早期避難者比率が低い場合（津波避難ビル等を考慮しない）の死者数が最大となり、約 18,000 人に及ぶ。これは、海岸線の浸水地域に住宅地が発達しているとともに、冬の深夜は多くの人が自宅で就寝中の時間帯であるため、避難準備に時間を要するほか、夜間の暗闇や積雪・凍結により避難速度が低下するため避難が遅れ被害が拡大すると見られている。また、冬の昼から夕方においても、多くの人が浸水地域に滞留し、積雪・凍結により避難速度が低下することから最大死者数は約 17,000 人に及ぶ。しかしながら、早期避難者比率が低い場合（20%）から早期避難者比率が高く（70%）、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効率的に行われ、指定された津波避難ビルを活用することで死者数は、冬の深夜では 59.4%減の 7,300 人、冬の夕方では 65.9%減の 5,800 人と推定される。

２　揺れに伴う被害

揺れに伴う本市での全倒壊被害は積雪荷重などの影響により冬の夕方が最大となり、揺れによる全倒壊は約 10 棟、液状化による全倒壊が 510 棟となっている。人的被害については、死者の発生はないものの、負傷者数は冬の夕が最大となり早期避難意識が低い場合は約 210 名となる。

３　積雪・寒冷地による被害の拡大

地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が増大することから、地震時の出火危険性が高く、火災被害の拡大が予測される。また、本市における寒さによる低体温症要対処者数は最大で約 7,500 名にも及ぶ。

４　長周期地震動による被害

2003 年十勝沖地震の際、長周期地震動により、苫小牧でコンビナート火災が発生している。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、十勝沖地震と同等あるいはそれ以上に震源域が大きく、その地震動は長周期の成分が卓越し、継続時間も長いものと考えられる。また、震源域との位置関係や地盤の不規則な構造によって、さらに長周期地震動が増幅されるおそれがある。

第３章　関係者との連携協力確保に関する事項

第１節　資機材、人員等の配備手配

１　物資の調達・備蓄

（１）市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認するものとする。

（２）市は、不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案して、必要に応じ道に対して調達、供給の要請を行う。

（３）このほか、物資の調達については地震・津波防災対策計画編第２章第５節「物資及び防災資機材等の調達・確保に関する計画」及び同第３章第 13 節「食料供給計画」、同第 14 節「給水計画」、同第 15 節「衣料、生活必需物資供給計画」を準用する。

２　物資等の調達手配

（１）市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

（２）市は、道に対して市内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請を行うものとする。

（３）市は必要な物資等の確保状況を把握し不足する場合は、道及び他の市町村、公共的団体等（以下「他機関」という。）に対して当該物資等の供給要請を行うものとする。

３　人員の配備

市は、災害発生時における人員の配備状況を把握し、必要に応じて応援職員の派遣を他機関に要請するものとする。

４　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

（１）防災関係機関は、地震が発生した場合において、北斗市地域防災計画（地震・津波防災対策計画編）に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

（２）機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第２節　他機関に対する応援要請

１　広域応援

市は、災害応急対策の実施のため必要があるときは、他機関と締結している応援協定等に従い、他機関に応援を要請する等、広域的な措置を講ずるものとする。

２　自衛隊の災害派遣

（１）市長は、必要があるときは、道知事（渡島総合振興局長）に対し、自衛隊の災害派遣を要請することを求めるものとする。

（２）市は道及び近隣市町と連携を図りつつ、地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等の受入態勢のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておくこととする。

３　緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等の受入

市は、災害が発生し、道内の消防・警察機関相互の応援や他の都府県からの緊急消防援助隊、警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防・警察機関と連絡体制を確保しつつ、道及び近隣市町と連携を図りながら活動拠点の確保等、受入態勢を確保するように努めるものとする。

４　広域応援対策

上記のほか、被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、災害応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは、地震・津波防災対策計画編第２章第６節「相互応援（受援）体制整備計画」、同第 28 節「広域応援・受援計画」及び同第 29 節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第４章　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第１節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

津波からの防護のための施設の整備等については、地震・津波防災対策計画編第２章第２節「地震につよいまちづくり推進計画」及び同第 10 節「津波災害予防計画」を準用するほか、市又は堤防、水門等の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行うものとする。

１　河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、海溝型地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講ずるものとする。

２　河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波による被害を防止・軽減するための防潮堤、堤防、水門等の点検や自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画について必要に応じ別に定めるものとする。

また、水門や閘門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法についても、特に、冬期において積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮するものとし、必要に応じ別に定めるものとする。

３　市は、必要に応じ津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。

第２節　津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項及び関係者の連絡体制は、地震・津波防災対策計画編第２章第 10 節「津波災害予防計画」及び同第３章第２節「地震、津波情報の情報 伝達計画」を準用するほか、次の事項にも配慮する。

１　市は、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報を正確かつ広範に伝達するものとする。

また、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮するものとする。

２　居住者等及び観光客等は、強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、自ら津波に対する警戒体制をとり、海浜等から退避するとともに、テレビ・ラジオからの津波に関する情報の入手や市及び道等による津波に関する情報伝達を受け、必要に応じた迅速な避難行動に備えるよう努めるものとする。

３　市は、道等からの大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客等並びに防災関係

機関に対し必要な情報を周知徹底するものとし、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備するものとする。

４　市は、第一管区海上保安本部函館海上保安部及び道と連携しつつ、船舶、漁船等に対して速やかに大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を行うものとする。

この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。

５　市は、道及び防災関係機関と連携しつつ、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて、被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断される可能性があることを考慮し円滑な情報収集伝達体制を整備するものとする。

６　市は、防災行政無線及び防災ラジオの整備等を推進するものとする。

第３節　地域住民の避難行動等

市は、地域住民等の避難行動等に関する措置等については、地震・津波防災対策計画編第２章第３節「地震・津波に関する防災知識の普及・啓発」同第５節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」同第８節「避難体制整備計画」、同第９節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」、同第 10 節「津波災害予防計画」、同第 13 節「被災建築物安全対策計画」同第 16 節「積雪・寒冷対策計画」、地震・津波防災対策計画編第３章第４節「災害広報・情報提供計画」同第５節「避難対策計画」同第８節「津波災害応急対策計画」、同９節「災害警備計画」同第 21 節「家庭動物等対策計画」を準用するほか、津波により避難が必要になることが想定される地域（以下「避難対象地域」という。）の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。

１　避難対象地域の指定

市は、過去の津波被害の履歴や道等が作成した津波浸水予測図又は津波浸水想定区域図における浸水する陸域の範囲等を基本として、海溝型地震が発生した場合における避難対象地域を指定する。

指定する避難対象地域は、津波避難計画により定める。

２　避難の確保

（１）津波避難計画の作成

市は、道が示した「津波避難計画策定指針」等を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、新たに「津波避難計画」を作成するとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を速やかに避難誘導するため、地域住民、町内会（自主防災組織）、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの

具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

市は、これら津波避難計画を作成するに当たり、関係地区住民に津波避難計画について十分に周知するとともに、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練等による検証を通じて津波避難計画の内容を見直していくものとする。

ア　地域の範囲

イ　想定される危険（浸水域）の範囲

ウ　津波からの避難場所（屋内、屋外の種別）

エ　指定緊急避難場所に至る経路

オ　避難指示の伝達方法

カ　避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救助の措置等

キ　その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用抑制等）

（２）市は、津波に関する被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。また、避難場所への避難経路等や避難場所から防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難の経路等について考慮するものとする。

（３）市は、指定緊急避難場所として利用可能な函館・江差自動車道盛土を活用するとともに、道路管理者等の協力を得つつ、侵入経路、備蓄すべき物資等の整備に努めるものとする。

（４）避難対象地域の居住者等は、避難先、避難経路等、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

（５）避難のための指示

ア　市長は、大津波警報（特別警報）・津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合は、海浜等にある者、海岸付近（避難対象地域）の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。

また、津波注意報が発表された場合は、海浜等にある者に対し直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。地震発生後、報道機関から津波警報等が放送されたときも、同様の措置をとるものとする。

津波来襲が切迫している場合にあっては、必要に応じ最寄りの高層ビルなどに緊急避難するよう指示するものとする。

イ　市は、強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、海浜等にある者、海岸付近（避難対象地域）の住民等に対し、海岸等からの退避、テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するものとし、市長は、必要と認める場合には、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行うものとする。

ウ　避難指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線、防災ラジオ、北海道防災情報システム、緊急速報メール、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

（６）避難指示の発令

市長は、次の点に留意し「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」に基づき、適切に避難の指示を行うものとする。

ア　大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の発表を認知した場合

イ　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認める場合

ウ　海面監視により異常現象を発見した場合等その他住民の生命、身体に被害が及ぶ恐れがあると判断される状況に至った場合

（７）避難場所の指定

ア　市は、耐震性に配慮し、原則として要配慮者の保護のため、必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるものとする。

イ　市は、避難場所の指定に当たっては、耐震性・耐津波性や浸水深に配慮したうえで建築物を避難場所に指定するいわゆる津波避難ビルを指定するとともに、函館・江差自動車道を活用した高台の整備等を進めるものとする。

（８）避難所の開設・運営

ア　市は、避難所を開設した場合は、当該避難所の開設・運営に必要な整備及び資機材の配備、食料等の生活必需品の調達・確保並びに職員の派遣を行うものとする。

イ　市は、避難所に対し津波警報等の情報を提供するとともに、避難生活環境の確保、特に冬期における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具、燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築などについて配慮するものとする。

ウ　市は、避難した居住者等に対し、町内会（自主防災組織）等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難所を運営できるように協力を求めるものとする。

エ　市は、避難所を開設するに当たり次の項目に関しあらかじめ準備するものとする。

（ア）応急危険度判定を優先的に行う体制

（イ）各避難所との連絡体制

（ウ）各避難所における避難者のリスト作成

（エ）食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保

（オ）障害者トイレの設置や福祉避難所の開設等、要配慮者への対応

（カ）飼い主による家庭動物との同行避難等、様々なニーズへの対応

３　避難場所における救護

避難場所の救護に当たっては、次の点に留意する。

（１）市が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

ア　受入施設への移送・受入

イ　飲料水、主要食糧及び毛布の供給

ウ　その他必要な措置

（２）市は（１）に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

ア　流通在庫の引き渡し等の要請

イ　道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

ウ　その他必要な措置

４　避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

（１）市は、あらかじめ町内会（自主防災組織）単位に、支援を要する避難行動要支援者の人数及び支援者の有無等の把握に努めるものとする。

（２）津波の発生のおそれにより、市長より避難指示が行われたときは、(1) に掲げる者の避難場所までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・町内会（自主防災組織）が指定する者が担当するものとし、市は、町内会（自主防災組織）を通じて避難支援に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

（３）海溝型地震が発生した場合、市は(1) に掲げる者を受け入れる施設のうち自ら管理するものについて、受け入れする者等に対し必要な救護を行うものとする。

５　避難誘導等

（１）地域の町内会（自主防災組織）及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときは、あらかじめ定めた津波避難計画及び災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のための措置をとるものとする。

（２）市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応についても定めるものとする。

（３）市は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、津波注意、指定緊急避難場所及び津波避難ビルを示す標識を設置するなどして、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。

（４）市は、避難経路の除雪・防雪・凍結防止のための措置を講ずるものとする。

（５）市は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

６　意識の普及啓発等

市は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて冬期の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。

第４節　消防機関等の活動

１　市の措置

市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

（１）大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報の的確な収集及び伝達

（２）津波からの避難誘導

（３）町内会（自主防災組織）等の地区防災　計画作成等に対する支援

（４）津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

２　道の措置

市は、道が実施する次のような措置を踏まえ、消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるように努める。

（１）地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て地域住民等に対し広報を行うこと。

（２）地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、北海道が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

３　水防管理団体等の措置

地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。

（１）所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

（２）水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

（３）水防資機材の点検、整備、配置

第５節　水道、電気、ガス、通信、放送関係

１　水道

水道事業の管理者等は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

２　電気

（１）大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、冬期の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏期の熱中症対策が重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。

（２）指定公共機関「北海道電力ネットワーク株式会社道南統括支店」等の電気事業者が行う火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等の措置は、別に定めるところによる。

３　ガス

指定公共機関「北海道ガス（株）函館支店」等のガス事業者が行う利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な広報等の措置は、別に定めるところによる。

４　通信

（１）電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保（非常用電源を含む）、地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。

（２）指定公共機関「ＮＴＴ東日本（株）北海道事業部北海道南支部」及び「(株）ＮＴＴドコモ北海道支店」等の電気通信事業者が行う電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等の措置は、別に定めるところによる。

５　放送

（１）放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、

強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、これら津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

（２）放送事業者は、道、市及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるように留意するものとする。

（３）放送事業者は、地震・津波等に伴う避難指示等について市からの放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難指示等の情報伝達に努めるものとする。

（４）放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災防災措置を講ずるものとする。

（５）指定公共機関「日本放送協会函館放送局」等の放送事業者が行う措置は、別に定めるところによる。

６　応急復旧等

このほか、水道、電気、ガス、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、地震・津波防災対策計画編第３章第 17 節「生活関連施設対策計画」を準用する。

第６節　交通対策

１　道路

（１）北海道警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区域及び避難経路として使用されることが想定される区間については、交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

（２）冬期においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道の除雪体制を優先的に確保する対策を講ずるものとする。

２　海上

（１）函館海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される場合に安全な海域への船舶の退避を実施する措置について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ具体的に定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

（２）港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難などの安全確保対策を講ずるよう努めるものとする。

３　鉄道

鉄道事業者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置を講ずるよう努めるものとする。

４　乗客等の避難誘導

鉄道事業者その他一般の旅客輸送に関する事業者は、列車の乗客や駅等に滞在する者の避難

誘導計画等を定めるものとする。

なお、避難誘導計画等の作成にあたっては、避難路の積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることに配慮したものとする。

５　交通応急対策等

このほか、地震・津波の発生に伴う交通応急対策等については、地震・津波防災対策計画編第３章第８節「津波災害応急対策」、同第９節「災害警備計画」及び同 10 節「交通応急対策計画」を準用する。

第７節　市が管理等を行う施設等に関する対策

１　不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおり。

（１）各施設に共通する事項

ア　津波警報等の入場者等への伝達、特に海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう周知・徹底するための措置

イ　入場者等の避難のための措置

ウ　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ　出火防止措置

オ　水、食料等の備蓄

カ　消防用設備の点検、整備

キ　非常用電源の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク　防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

（２）個別事項

ア　病院、診療所等にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

イ　学校にあっては次の措置

（ア）当該学校等が、津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置

（イ）当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

ウ　社会福祉施設にあっては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

なお、要配慮者の避難誘導方法に配慮し、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

２　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、１の(1) に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者

に対し、同様 の措置をとるよう協力を要請するものとする。

（１）自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

（２）無線通信機等通信手段の確保

（３）災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

３　工事中の建築物に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置を講ずるものとする。

津波来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第８節　迅速な救助

１　市は、消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備や車両・資機材の確保等に努めるものとする。

２　市は、道と連携して「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

３　市は、道と連携して、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

４　市は、消防団に関し加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

５　このほか、迅速な救助に関しては地震・津波防災対策計画編第３章第６節「救助救出計画」を準用する。

第５章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第１節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

１　整備方針

（１）地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、別途地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特別措置法を踏まえ作成し、推進するものとする。

（２）市は、施設等の整備の推進について、日本海溝特措法を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。

（３）施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。

（４）また、施設等の整備を行うに当たっては、交通、通信その他冬期における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。

（５）具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

２　整備すべき施設

（１）避難場所

（２）避難経路

（３）避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

（４）消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路

（５）老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路、公園・緑地・広場その他の公共空き地、又は建築物

（６）緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設又は港湾施設

（７）共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を地下に収容するための施設

（８）津波からの円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設

（９）避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、森林保全施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

(10) 公的医療機関、休日夜間診療を行っている病院・高度の救急医療を提供している病院、社会福祉施設、公立の幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校又は不特定かつ多数の者が出入りする公的建造物の改築又は補強

(11) 農業用の用排水施設であるため池で、避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上改修等整備が必要なもの

(12) 地域防災拠点施設

(13) 防災行政無線設備その他の施設又は設備

(14) 飲料水、食料、電力等の確保のため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備

（15）救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫
（16）負傷者を一時的に受け入れ、保護するための救護設備その他の設備又は資機材
（17）石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地等

第２節　建築物、建造物等の耐震化の推進

市は、建築物、構造物等の耐震化の推進については、地震・津波防災対策計画編第２章第２節「地震に強いまちづくり推進計画」及び同 13 節「建築物等災害予防計画」を準用するほか、次の事項に留意して行うものとする。

１　建築物の耐震化

（１）市は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
（２）市は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完成させ、施設の耐震性の向上を図る。
（３）防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。
（４）特に公共学校施設は、屋内運動場等の天井、照明器具、バスケットゴール等の総点検を実施し、落下防止対策については、一刻も早い完了を、目指すこととし、非構造部材の耐震対策の一層の促進を図る。

２　ライフライン施設等の耐震化

（１）市は、道及び防災関係機関と連携し、主要な道路、鉄道、港湾等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。
（２）市は、道及び防災関係機関と連携し、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。
（３）市は、道、防災関係機関及びライフライン事業者と連携し、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
（４）市は、道、防災関係機関と連携し、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

３　長周期地震動への対応等

市は、道、防災関係機関と連携し、国、関係機関による長周期地震動に関する理論的研究及び長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究の成果等を踏まえ、長周期地震動対策の検討、推進を図るものとする。

第３節　津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

１　津波避難対策緊急事業

津波避難対策緊急事業を行う区域ごとに、実施すべき事業の種類並びに目標及び達成時期は次のとおり。

津波避難対策 緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な 緊急に実施すべき事業の種類	目　標	達成期間
東浜・久根別地区	避難路その他の避難経路の整備事業	３箇所	令和 7～ 10 年度

２　都市防災事業

都市防災事業を行う区域ごとに、実施すべき事業の種類並びに目標及び達成時期は次のとおり。

都市防災事業 を行う区域	津波から避難するために必要な 実施すべき事業の種類	目　標	達成期間
東浜・久根別 ～富川地区	地区緊急避難施設の整備事業 （高規格道路高台への備蓄倉庫×３の整備）	８箇所	令和 7～ ８年度

第６章　防災訓練計画

防災訓練の実施については、地震・津波防災対策計画編第２章第４節「防災訓練計画」を準用するほか、次の事項に留意して取り組むものとする。

第１節　防災訓練の実施

１　市は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、町内会（自主防災組織）等との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した総合的な防災訓練を実施するものとする。

２　１の防災訓練は、５年に１回の基準で実施するものとする。

３　１の防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達、その他の災害応急対策を中心とする。

４　市は、道、防災関係機関、町内会（自主防災組織）等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

（１）動員訓練及び本部運営訓練

（２）大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報収集、伝達訓練

（３）避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

（４）災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各指定緊急避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練

５　市は、訓練に対し道の助言を受けるとともに、道の実施する訓練等を活用した効率的な訓練の実施に努めるものとする。

６　市は総合的な防災訓練の他に、津波避難等の津波防災訓練を年１回以上実施するよう努めるものとする。

この際、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことに配慮するものとする。

７　防災訓練の実施に当たっては、訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

８　防災訓練は、逐次その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第２節　学校における津波防災訓練の実施

避難対象地域に所在する学校は、津波警報の発表等を想定した津波避難訓練を行う。

また、道、市及び防災関係機関等が実施する訓練に可能な限り参加するよう努めるものとする。

第７章　防災上必要な教育及び広報に関する事項

市は、道、防災関係機関、地域の町内会（自主防災組織）、事業所等の自衛消防組織等と協力し、地震・津波防災対策計画編第２章第１節「市民の心構え」及び同第３節「地震・津波に関する防災知識の普及・啓発」を準用するほか、次の事項に留意して地震防止上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第１節　職員等に対する教育

１　市は、道、防災関係機関と連携し、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

２　職員に対する防災教育は、災害対策本部等に係る各班の所掌事務等を踏まえ各部局、各機関それぞれに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

（１）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

（２）地震・津波に関する一般的な知識

（３）後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

（４）後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

（５）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

（６）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

（７）後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

第２節　住民等に対する教育・広報

１　市は道の協力・助言を受けつつ、住民等に対する教育・広報を実施する。

２　教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

（１）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

（２）地震・津波に関する一般的な知識

（３）後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

（４）後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

（５）正確な情報の入手方法

（６）防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
（７）各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険個所等に関する知識
（８）各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
（９）地域住民等自らが実施し得る、最低でも３日間分、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
(10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
(11) 防寒具等の冬期における避難の際の非常持出品

３　市並びに防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

４　教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

第３節　児童、生徒等に対する教育・広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

１　過去の地震及び津波災害の実態
２　地震や津波の発生の仕組みと危険性
３　地震や津波に対する身の守り方と心構え
４　地域における地震。津波防災の取組　等

第４節　防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

市は、道と連携し、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、道、市が実施する研修に参加するように努めるものとする。

第５節　自動車運転者に対する教育・広報

市は、道、北海道公安委員会と連携し、自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

第６節　相談窓口の設置等

市は、道と連携し、地震対策上の相談をうけるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第８章　地域防災力の向上に関する計画

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の災害応急対策に時間を要する可能性もあることから「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、住民自らの可能な防災対策を実施することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

第１節　住民の防災対策

１　市民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
２　市民は、平常時より地震・津波に対する備えを心掛け、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。
３　平常時及び地震発生時の道民の心得等については、地震・津波防災対策計画編第２章第１節「市民の心構え」に定めるところによる。

第２節　自主防災組織の育成等

１　市民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。
２　市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して初期消火活動の実施、避難行動要支援者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。
３　市は、道が実施する自主防災組織の普及のための啓発資料の作成をはじめ、市町村の担当者や自主防災組織のリーダーの研修会等を積極的に活用するものとする。
４　このほか、自主防災組織の育成等については、地震・津波防災対策計画編第２章第７節「自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第３節　事業所等の防災対策

１　事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
２　基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険

物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画等に基づき、市、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施するものとする。

3　多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。

第９章　後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7.0 以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間をおいて、Mw８クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、市及び道等から地域住民に対し注意を促すものとする。

第１節　後発地震への注意を促す情報等の伝達、北斗市の災害に関する会議等の設置等

１　後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に関して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は地震・津波防災対策計画編第３章第２節「地震・津波情報の伝達計画」を準用する他、次の事項に配慮する。

（１）防災行政無線、防災ラジオ、緊急速報メール等の活用、地域の町内会（自主防災組織）やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。

（２）地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

（３）状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努めるものとする。

（４）外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。

２　市の災害に関する会議等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、地震・津波防災対策計画編第３章第１節「応急活動体制」を準用する。

第２節　後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については地震・津波防災対策計画編第３章第２節「地震・津波情報の伝達計画」を準用する。

１　後発地震注意情報が発信される基準

（１）北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及び想定震源域に影響を与える外側のエリアでＭｗ7.０以上の地震が発生した場合

（２）想定震源域に影響を与える外側のエリアでＭｗ7.０以上の地震が発生した場合は、地震のＭｗに基づき想定震源域への影響を評価し、想定震源域に影響を与えると評価した場合

２　情報の入手

後発地震注意情報等は、以下の手段で入手する。

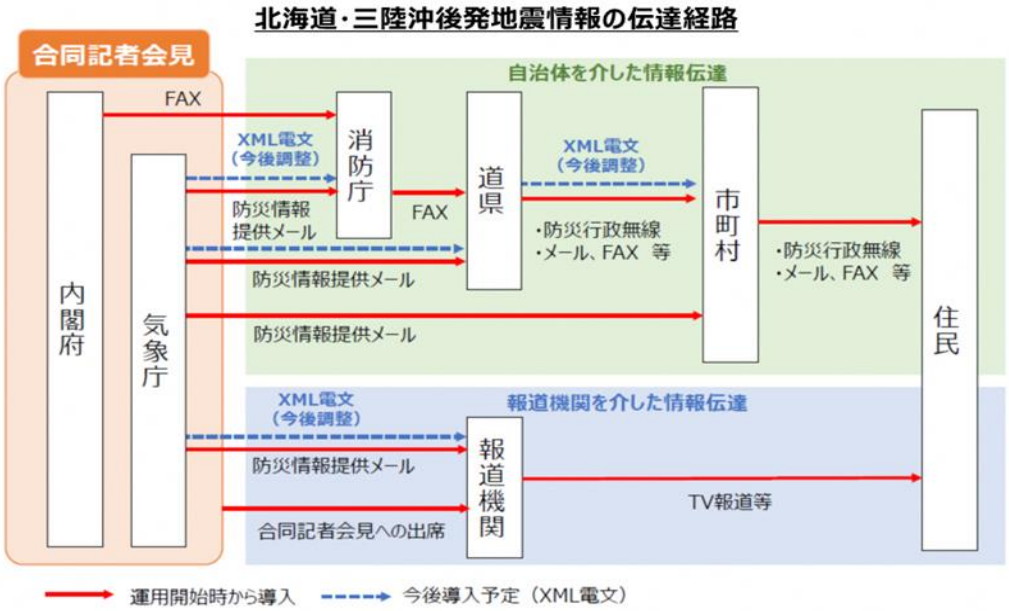
（１）後発地震注意情報の発信

・　渡島総合振興局からのFAXによる。

・　気象庁の防災情報提供システムからのメールによる。

（２）後発地震への特に注意すべき期間の終了

・　渡島総合振興局からのFAXによる。



３　伝達方法

後発地震注意情報発信後、先発地震発生直後ほど、後発地震の発生する可能性が平時よりも相対的に高まっているため、１週間程度は防災行政無線や市公式ホームページ等により定期的に伝達する。

また、先発地震発生から１週間が経過した際には、防災対応を呼びかける期間終了の呼びかけと地震・津波に備えるために平時からの備えや避難経路の把握等に関する情報の伝達を行う。

（１）後発地震注意情報発信から対象期間内の伝達方法

・　防災行政無線設備による伝達：定期的（１日１回程度）

・　市公式ホームページや防災ラジオ等による周知

（２）先発地震発生から１週間が経過した際の伝達方法

・　防災行政無線設備による伝達

・　市公式ホームページや防災ラジオ等による周知

４　伝達内容

後発地震注意情報の発信時は、すでに先発地震による防災対応を行っている場合が多く、先発地震による被害状況や揺れの大きさ、津波の状況に応じて伝達内容を変える必要があるため、次表のとおり伝達する。

（１）後発地震注意情報発信後の伝達内容

津波警報等発表の有無	震度別	防災行政無線放送文
大津波警報又は津波警報発表中		こちらは、防災北斗、防災北斗です。 大津波警報（津波警報）が発表されています。大津波警報（津波警報）が解除されるまでは帰宅せず、避難を継続して下さい。 また、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されました。日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生の可能性が通常よりも高まっていますので、引き続き地震や津波に備えましょう。
大津波警報又は津波警報解除後		こちらは、防災北斗、防災北斗です。 ○月×日○時××分ころ、△△沖において発生した地震により、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されています。日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生の可能性が通常よりも高まっていますので、非常用持出品の準備や避難経路の確認などを行い、揺れを感じたり、津波警報等が発表された場合には、直ちに避難できるよう準備を行いましょう。また、救助や復旧作業に当たっている方は、作業を優先しながらも直ちに退避できる準備をお願いします。
津波注意報発表中		こちらは、防災北斗、防災北斗です。 津波注意報が発表されています。津波注意報が解除されるまで、海に入ったり、海岸に近づいたりしないでください。 また、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されました。日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生の可能性が通常よりも高まっていますので、引き続き地震や津波に備えましょう。
津波注意報解除後		こちらは、防災北斗、防災北斗です。 ○月×日○時××分ころ、△△沖において発生した地震により、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されています。日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生の可能性が通常よりも高まっていますので、非常用持出品の準備や避難経路の確認などを行い、揺れを感じたり、津波警報等が発表された場合には、直ちに避難できるよう準備を行いましょう。

津波警報等 発表の有無	震度別	防災行政無線放送文
発表なし	震度５弱以上	こちらは、防災北斗、防災北斗です。 ○月×日○時××分ころ、△△沖において発生した地震により、○○で震度△、□□で震度△を観測しました。 この地震により「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されています。日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生の可能性が通常よりも高まっていますので、非常用持出品の準備や避難経路の確認などを行い、揺れを感じたり、津波警報等が発表された場合に直ちに避難できるよう準備を行いましょう。 また、救助や復旧作業に当たっている方は、作業を優先しながらも直ちに退避できる準備をお願いします。
	震度１～４	こちらは、防災北斗、防災北斗です。 ○月×日○時××分ころ、△△沖において発生した地震により、○○で震度△、□□で震度△を観測しました。 この地震により「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されています。日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生の可能性が通常よりも高まっていますので、非常用持出品の準備や避難経路の確認などを行い、揺れを感じたり、津波警報等が発表された場合には、直ちに避難できるよう準備を行いましょう。
	揺れなし	こちらは、防災北斗、防災北斗です。 ○月×日○時××分ころ、△△沖において発生した地震により、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されています。日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生の可能性が通常よりも高まっていますので、非常用持出品の準備や避難経路の確認などを行い、揺れを感じたり、津波警報等が発表された場合には、直ちに避難できるよう準備を行いましょう。

（２）後発地震注意情報対象期間内の伝達内容

防災行政無線放送文
こちらは、防災北斗、防災北斗です。 ○月×日○時××分ころ、△△沖において発生した地震により、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されています。日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生の可能性が通常よりも高まっていますので、非常用持出品の準備や避難経路の確認などを行い、揺れを感じたり、津波警報等が発表された場合には、直ちに避難できるよう準備を行いましょう。

（３）後発地震への特に注意すべき期間終了後の伝達内容

伝達基準	防災行政無線放送文
内閣府から特に注意する期間が終了した旨の連絡があった場合	こちらは、防災北斗、防災北斗です。 ○月×日○時××分ころ、△△沖において発生した地震発生後、１週間が経過しました。「北海道・三陸沖後発地震注意情報」による後発地震への特に注意すべき期間は終了となりますが、巨大地震はいつ突発的に発生してもおかしくないので、引き続き地震や津波に対しての備えを行いましょう

５　周知する際の留意点

後発地震注意情報が発信されたことを住民に迅速かつ正確に伝えるとともに、地震の備えの再確認や揺れを感じたり、津波警報等が発表された場合には、直ちに避難できる態勢の準備等を徹底させるための呼びかけを行う。

また、管理・運営している公共施設においては、職員・施設利用者の避難誘導手順等の再確認を周知徹底するとともに、後発地震が発生した場合に地域住民が避難する避難場所の点検等を確実に実施するように呼びかけを行う。

第３節　災害応急対策をとるべき機関等

市は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から１週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

第４節　市のとるべき措置

市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対策をとる旨を呼びかける。

また、市における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

後発地震に対して注意する措置は次のとおり。

１　家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認

２　避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え。

３　施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。

４　個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再認識・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。